

作問 逸雄・佐藤勢津子
(協力) 李潔・岡田多恵

はじめに

この訳稿は、国際連合社会発展研究所 (United Nations Research Institute for Social Development, UNRISD) のサイトに掲載されている董曉媛 (カナダ・ウィニペグ大学)、安新莉 (中国国家統計局) の共同論文「無償労働のジェンダー・パターンと貨幣評価—中国初の大規模時間使用調査の結果から—」(Gender Patterns and Value of Unpaid Work: Findings from China's First Large-Scale Time Use Survey) を訳出したものである。本論文は、その表題にあるように、2008年に実施された中国初の本格的時間使用調査を用いて、中央計画経済から社会主義市場経済への移行を経た現在の中国のひとりひとりの福祉にも深く関わる、無償労働の実施状況とその配分を研究した論攷である。とくに、注目されるのは、無償労働を含む中国の時間使用のジェンダー・パターンの詳細な分析がなされていることであり、中でも、家計の置かれた状況の変化に対する反応について、都市・農村の別、教育水準の差などに配慮しながら、SUR (見かけ上無関係な回帰) 手法を用いてなされた計量分析であろう。さらに、本論文では、独自の方式による、無償労働の貨幣評価が実施され、GDPなどのマクロ指標との比較がなされている。

以下、第1節では、まず、中国初の時間使用

調査の特徴を、その行動分類を中心に、わが国の社会生活基本調査やヨーロッパ統一時間使用調査等と比較する。次に、第2節で、時間配分のジェンダー・パターンの簡単な国際比較を試みるとともに、著者が行なった分析を検討する。さらに、第3節では、本論文に含まれる無償労働の貨幣評価を考察の対象とする。最後に、クロージング・リマークを付す。

1. 中国時間使用調査とその行動分類

中国初の本格的な時間使用調査¹⁾ (以後、中国 TUS) が2008年に実施された。調査の概要は、本文第1節と付録にある表A1「標本の要約統計」に見られる²⁾。董・安論文が分析対象とするのは、この時間使用調査結果であるが、本節では、その行動分類をヨーロッパ統一時間使用調査 (HETUS) その他各国の時間使用調査における行動分類と比較しながら、中国 TUS 分類における大きな特徴が他の基準分類で SNA 狭義生産境界に含まれる諸行動 (「仕事」) が「正規部門」就業と家計部門の生産にわけられていること、宗教活動が「個人活動」(それ以外の点では、いわゆる「1次活動」³⁾に相当する) に含まれていることなどにあることを明らかにする。

時間使用調査に用いられる行動分類には、合意された国際統一基準があるわけではない。時間使用調査主体が技術的に共通に直面する問題

1) time use survey, 生活時間調査と訳されることもある。

2) その結果の概要を知るためには、国家統計局社会

和科技統計司編 (2009) がある。中文版・英文版の双方が含まれている。

付表1 中国 TUS 行動分類

0 個人活動			
中分類	小分類	行動	
01		睡眠・休息	
	011	夜間睡眠	
	012	うたたね	
	013	病床	
	02		食事・その他飲食
		021	食事をする
		022	水あるいは飲料を飲む
	03	023	間食
			身だしなみ
031		日常生活への身だしなみ	
032		入浴	
033		理・美容・健康	
04	034	その他の身だしなみ	
		宗教活動	
05		喫煙	
06		その他の活動	
09	090	関連する移動	
1 就業活動			
11		就業活動	
	111	主たる仕事	
	112	主たる仕事以外の仕事	
	113	書生, 見習いまたは研修	
	114	短期休暇または休職	
	115	就業活動・関連する訓練または研修	
	116	求業活動	
	117	起業活動	
	12	120	その他の活動
	19	199	関連する移動
2 家計第1次経済活動			
21	210	農業(栽培業, 農園)生産活動	
22	220	林業生産活動	
23	230	牧場生産活動	
24	240	漁業生産活動	
25	250	その他の第1次生産活動	
29	299	関連する移動	

3 家計生産及び建築活動		
31	310	農産物加工
32	320	食品製造
33	330	醸造及び飲料製造
34	340	紡織品, 衣料及び比較関連製品の製造
35	350	非金属鉱物製品加工
36	360	その他の製造活動
37	370	家計建築生産活動(含む共同体の建築活動への参加)
38	380	その他の活動
39	399	関連する移動
4 家計によるサービス関連経済活動		
41	410	食品及び小売(日用雑貨販売)
42	420	修理, 取り付け, 保守サービス
43	430	専門サービスの提供
44	440	ケアに関するサービス提供
45	450	客・貨物輸送
46	460	有償家事サービス
47	470	その他の活動
49	499	関連する移動
5 自分及び家族の家計最終消費支出に提供する家事労働		
51		食物, 飲料及び関連する準備・片づけ
511		食料, 飲料の準備
		食事サービス, 食後の片づけ
52		住居及び周辺の片づけ・清掃
		室内清掃
522		戸外清掃
		洗濯, 洗濯物の片づけ
53		衣類の洗濯, 靴磨き
		アイロンがけ, 衣類片付け整理整頓
533		衣類(継当て)メンテナンス, 編み物
		買い物
54		耐久消費財を含む家庭用消費財の購入
		ウインドウショッピング
542		電化製品修理, 自動車修理のための依頼
543		専門機関に赴くサービス
544		

55		ペットの飼育
	551	エサの供給, 清潔維持, 散歩
	552	病気に対する世話, 美容の世話, 種付け
56		自身による小規模改修, 修理
	561	家屋付帯工事 (水道, 塗装等), 維持修繕のための部品づくり取り付け, 輸送手段の修理
	562	家屋付帯工事 (水道, 塗装等)
	563	輸送手段の修理
57	570	家事雑事処理 (家計整理整頓, 旅行計画, 利殖等)
58	580	その他の活動
59	599	関連する移動
6 家族への世話及び対外家計への世話		
61		子供の世話
	611	子供の身の回りの世話
	612	子供の教育, 訓練
	613	子供の看護
	614	子供の付添
62		成人の世話
	621	成人の生活の世話
	622	成人の医療看護
	623	成人の外出への付添
63	630	その他の家計への無償家事支援
64	640	地域社会に対する公共活動, 慈善組織に関する公共活動
65	650	その他の活動
69	699	関連する移動
7 学業, 訓練		
71		正規教育の活動
	711	学校教育活動
	712	授業間休憩, 授業開始待機
	713	遠隔教育学習活動
72		宿題等復習及び正規教育関連活動
	721	放課後の宿題及び復習, 予習
73	730	余暇学習あるいは成人教育
74	740	職業に関連する専門的職業訓練
75	750	その他
79	799	関連する移動

8 娯楽, レジャー, 交際		
	81	メディアの利用
	811	読書
	812	新聞・雑誌 (定期刊行物)
	813	その他の読書
	814	TVを見る
	815	CDROM, VTR
	816	ラジオ
	817	その他の音楽鑑賞
	818	パソコンによる視聴
	819	インターネット使用
	82	運動
	821	ジョギング, ウォーキング
	822	武術, 気功
	823	ダンス・健身
	824	球技
	825	水泳・水上スポーツ
	826	その他の運動
	83	趣味・娯楽
	831	囲碁, 麻雀, カード遊び等
	832	ゲーム機
	833	グループで行う娯楽
	834	収集活動
	835	芸術活動
	84	(屋外) 見物, 映画鑑賞
	841	映画鑑賞
	842	屋外見物・鑑賞
	843	上演劇鑑賞
	844	スポーツ試合観戦
	85	社会交流
	851	交流
	852	手紙・メール
	853	その他の社会交流
	86	その他の活動
	89	899 関連する移動
9	90	900 その他の活動 (上記以外の活動)

出所) 中国国家统计局「2008時間利用調査」「時間利用活動分類」<http://www.stats.gov.cn/>, <http://www.china-economic-data.com/english/show.php?contentid=397>。

	<p>菓子づくり 園芸 住まいの手入れ・整理 衣類の手入れ 衣類等の作成 建築・修理 乗り物の手入れ 世帯管理 その他の家事 子供の介護・看護 子供以外の家族の介護・看護 子供の身の回りの世話 他の家族のためのボランティア活動 乳幼児の世話・世話 乳幼児の身体の世話と監督 乳幼児と遊ぶ 子供の付添等 子供の教育 子供の送迎移動 子供と遊ぶ 買い物・サービスの利用</p>	<p>食事の管理 家計の貯蓄 衣類の作成と手入れ ガーデニングとベットの世話 建築・修理 家事管理 買い物と社会的個人的サービスの購入 成人家族への支援</p>	<p>居住及び周辺の片づけ・清掃 洗濯、洗濯物の片づけ ベットの飼育 自身による小規模改修、修理 家事雑事処理(家計整理、整頓、旅行計画、利権等) その他の活動 関連する移動 買い物 子供の世話 成人の世話 その他の家計への無償家事支援 地域社会における公共活動、慈善組織に関する公共活動 その他の活動 関連する移動</p>	<p>食事の支度と後片付け 室内維持・修理・装飾 戸外維持・修理・装飾 芝刈り、ガーデニング、家庭菜園 動物・ペット 自動車 道具・おもちゃ 家計管理 その他の家事活動</p>
<p>家事関連に伴う移動</p>	<p>家事関連に伴う移動 育児に関連した移動 買い物・サービスの利用に 関連した移動</p>		<p>③家族に対するケア&支援</p>	<p>子供のケア・補助 子供への教育関連する活動 子供の健康に関連する活動 成人に対する介護・看護 成人への支援 子供のケア・補助 子供への教育関連する活動 子供の健康に関連する活動 成人に対する介護・看護 成人への支援</p>
<p>買い物・サービスの利用</p>	<p>買い物・サービスの利用 公的サービスの利用 商業的サービスの利用</p>		<p>④家計以外の人への支援</p>	<p>買物 買物への調べもの 消費購入に対する保険手続き その他の消費行動 子供のケアサービス 金融サービス・銀行サービス 法的サービス 医療・ケアサービス 個人的なサービス 不動産 獣医サービス 専門的・個人的サービスにたいする保険手続き その他の専門的・個人的サービス 政府サービスの利用</p>
			<p>⑦消費行動 ⑧専門的・個人的なケアサービス ⑩政府サービス & 市民の義務</p>	<p>買物 買物への調べもの 消費購入に対する保険手続き その他の消費行動 子供のケアサービス 金融サービス・銀行サービス 法的サービス 医療・ケアサービス 個人的なサービス 不動産 獣医サービス 専門的・個人的サービスにたいする保険手続き その他の専門的・個人的サービス 政府サービスの利用 市民の義務も参加 それらの待ち時間 政府サービス・個人サービスに対する保険手続き その他の政府サービス</p>

⑥その他	マスメディア利用 読書 新聞・雑誌 テレビ ビデオ・DVD ラジオ CD・カセットテープ	他に分類されないスポーツ 読書 新聞・雑誌 テレビ ビデオ・DVD ラジオ CD・カセットテープ	⑨マスメディア 読書 TV、ビデオ、DVD ラジオ、音楽	個人ケアによる移動 副業にかかわる移動 副業にかかわる移動 仕事へ/からの移動 学校や大学へ/からの移動 自由時間研究に関連した移動 家計における世話に関連した移動 買い物・サービスのため 子供の輸送	⑩移動と特定 できない時間 使用 (別掲) 移動	⑨移動 個人ケアによる移動 副業にかかわる移動 副業にかかわる移動 仕事へ/からの移動 学校や大学へ/からの移動 自由時間研究に関連した移動 家計における世話に関連した移動 買い物・サービスのため 子供の輸送 家計成員の輸送 組織活動に関連する移動 非公式な支援に関連する移動 参加活動に伴う移動 社会生活に関連する移動 教養娯楽に関連する移動 野外活動とスポーツに関連する移動 趣味の関連する移動 地域社会に関連する移動 遊びのためのドライブ	⑦学習、訓練 学習 学校または大学 自由時間の学習	③学業・学 習・研究 学習・自己啓発・訓練 学習(学業以外)	学校での授業・その他画工での行動 学校の宿題 家庭教師による勉強・学習 塾・予備校での勉強等 学校での学習(学業)中の休憩 通学	⑦学習、訓練 正規教育の活動 宿題 復習及び正規教育 に関連する活動 余暇学習あるいは成人教育 職業に関連する専門的職業訓練 その他 関連する移動	⑥教育 授業 課外授業(除くスポーツ) 調査・宿題 資格単位への活動 その他の教育	⑩移動 個人的ケアに伴う移動 家事活動に伴う移動 家族のケアに伴う移動 家族以外のケアに伴う移動 労働に伴う移動 教育に伴う移動 消費活動に伴う移動 専門的個人サービスを利用するための移動 家計サービスを行うための移動 政府サービス&市民義務に伴う移動 飲食に伴う移動 交通、くつろぎ、レジャーに伴う移動 スポーツ、体力控除、リクリエーションに伴う移動 宗教と神への活動に対する移動 ボランティアにつもむ移動 電話対応に伴う移動 移動に伴う保険手続 その他の移動	スポーツ、体力づくり、リクリエーションへの保険手続き その他のスポーツ・体力づくり、リクリエーション
------	--	--	---------------------------------------	--	--------------------------------------	---	------------------------------------	---	---	---	--	---	---

注記) この表に掲載されている行動分類は各国における生活時間調査の大分類を基礎に①有償労働、②無償労働、③非労働別に再分類したものである。

ヨーロッパ時間調査の移動は目的別移動の記述であり場所を単位とした移動ではない。

出所) 各国の時間使用調査の行動分類は下記の調査におけるものである。出所として示したウェブサイトの閲覧は、本訳者ノート執筆時期である。

日本：総務省統計局「平成29年社会生活基本調査」。<http://www.ssa.go.jp/data/shakai/2017/>、「分類事項一覧(調査票 B)」など。
 欧州：EUROSTAT、2009年欧州統一時間使用調査。Harmonised European Time Use Surveys: 2008 Guidelines of the "Activity coding list" より作成。<http://ec.europa.eu/eurostat>
 中国：中国国家统计局「2008時間利用調査」。「時間利用活動分類」<http://www.stats.gov.cn/>、<http://www.china-economicdata.com/english/show.php?contentid=337>。
 米国：Bureau of Labor Statistics、「米国時間使用調査」。American Time Use Survey (<http://www.bls.gov/tus/>) Activity Lexicon 2011より作成。

への対処方法の違いという問題もある（たとえば、移動・輸送をどのように取り扱うか）が、むしろ、強調しておきたいことは、各国の社会的・文化的背景がそれに強く反映されているように見えることである。実際、時間使用調査が捉えようとしていることは、何のために時間を使っているか、という主体（調査客体）の意識（しかも、十分社会化された、人の目を意識したそれ）が入り込む余地の大きい事柄である⁴⁾。さらに、時間使用調査にもとづく分析のうち、無償労働の貨幣評価への注目が高まる中で、SNAの（二重の）生産境界概念が時間使用調査の設計者にとっても、意識せざるをえない図式となり、時間使用調査で用いられる行動分類に多かれ少なかれ影響を与えているという点にも注目したい。

最後の点については、右に示す日本の社会生活基本調査の大分類を一瞥すれば、それがSNAの二重の生産境界概念（狭義生産境界および広義生産境界）に基づいたものであることを理解することができるであろう。すなわち、有償労働は、狭義生産境界内の人間活動、無償労働は、狭義生産境界外であり、かつ、広義生産境界内の人間活動である。なお、ボランティア活動の位置づけについては、重要な論点があり、中国TUSでも、特徴的な取り扱いが見られる。その点も、後述する。

社会生活基本調査大分類（調査票B）
有償労働
無償労働（ボランティア活動を含む）
学業、学習・自己啓発・訓練
個人的ケア
自由時間
その他

① 正規部門就業と家計部門生産

中国TUS行動分類では、各国がたんに「仕事」として一括する行動を4つに分けている。正規部門、すなわち、（金融・非金融）法人・準法人企業、非営利機関、一般政府の各部門における就業（大分類1）と残余の部門、すなわち、非法人企業を含む家計部門における就業（被雇用および自営業）を分け、後者をさらに第1次産業（大分類2）、第2次産業（大分類3）、第3次産業（大分類4）に分けている。後者には、市場向けの生産主体ばかりでなく、自給生産主体も含まれており、通常の意味で、「支払われない」労働が関わっているが、定義上、それは、無償労働ではない。

② 移動・輸送の取り扱いの問題

まず、注意すべきこととして、「移動」(travel)と「輸送」(transport)とは、異なるカテゴリーであるということである。すなわち、「移動」は、時間使用のカテゴリーであり、「輸送」は、生産のカテゴリーである。「移動」という時間

3) 「1次活動」とは、時間使用調査で伝統的に用いられている用語で、通常の説明によれば、睡眠、食事など生理的に必要な活動とされている。同様に、やはり通常の説明によれば、「2次活動」は、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動、「3次活動」は、1次活動、2次活動以外で各人が自由に使える時間における活動をさす用語である。

4) したがって、当該調査を利用しようとする主体の分析意図が、そうした意識と整合性をもつかどうかを十分吟味する必要がある。たとえば、食事の有無

の情報を時間使用調査によって把握しようとする場合、必要な情報が得られないかもしれない。パーティーに出席することは、食事の時間として意識されるであろうか？その他、行事・交際・遊戯（スポーツ）のための時間にカロリー摂取・栄養摂取が関わっている可能性がある。調査の単位時間の設定の仕方（「社会生活基本調査」では、15分、中国TUSでは、10分）の問題もあるが、同時行動としてさえ、それが認識され、記録されているとは限らない。金子（2014）を参照せよ。

使用が行なわれる時には、「自己勘定」の歩行を含め）最大限広く捉えられた「輸送」活動が実行されている。より適切に表現するならば、移動する主体は、輸送サービスを受け取っている。

その輸送サービスの実行主体は、輸送業者であるかもしれないし（電車、バス、タクシーを用いた移動）、SNA（狭義）生産境界内にあるその他の生産主体かもしれないし（学校が運行するスクール・バス、自社保有の輸送手段による役員や従業員の輸送）、移動主体自身かもしれない（マイカー、自転車による移動、歩行）。

移動のための時間について、2通りの記録方法が考えられる。ひとつは、それを独立した行動類型として記録する方法、もうひとつは、その移動が何のための移動かを考察し、移動の目的に照らして（たとえば、買い物のための）移動時間として（場合によってはひとくくりの行動として）記録することである。前者を独立項目としての移動、後者を付随項目⁵⁾としての移動と呼んでおこう。

付表2では、3つの取り扱いが観察される。まず、米国の行動分類においては、移動は独立した分類項目である。日本と中国では、付随項目として分類されている。ヨーロッパ分類でも、移動は、付随項目であるが、別途、独立項目として再掲される。

一方、輸送は生産のカテゴリーなので、論理的には、時間配分に関する調査の独立項目となることはない。したがって、仕事とは別の時間に行なわれる輸送は、移動のための時間に含まれているはずである。たとえば、マイカーの運転は、仕事の行き帰りの時間（通勤時間）に含まれているかもしれないし、子どもの学校への行き帰りの時間（通学時間）に行なわれる子どもの送迎のために親が行なう輸送活動であるか

もしれない。無償労働の貨幣評価を行なう目的からは、こうした活動が捕捉されていなければならない。中国TUSで輸送の手段が調査されているのは、おそらくそうした目的に資することを意図したものであろう。輸送生産活動の取り扱いに関する、実務的、原理的な論点については、別の機会に譲らざるをえない。

③ 宗教活動の位置づけ

HETUS（ヨーロッパ統一時間使用調査）では、宗教活動を次のように定義している。すなわち、宗教活動とは、教会、寺社等の参拝・礼拝、宗教的儀式（結婚式⁶⁾や葬式を含む）への参加、家庭内外における宗教的実践（祈り、聖書を読むこと、宗教的儀式の実施等）、テレビ、ラジオ、ビデオなどメディアを通じた宗教的実践のことと定義されている。このように定義された宗教活動は、HETUS上、「ボランティア活動」のうち、「参加活動」に分類されている。

実は、宗教活動の取り扱いには、各国の時間使用調査で差異がある。付表2によって整理すると、宗教活動について、ヨーロッパでは前述の通りであるが、日本では、冠婚葬祭は、「交際」、礼拝・読経などは、「社会参加・宗教活動」に含まれる。いずれも、自由時間の内訳項目である。中国では、冠婚葬祭は、社会交流項目であるから、日本と同じ位置づけであるが、それを除く宗教活動は、睡眠、食事や入浴などの身の回りの用事と同じ「個人活動」に分類されていることが注目される。生理的の必要としての1次活動とは異なるカテゴリーとして「個人活動」という新たな概念を構築した点に中国TUSの行動分類の新奇性を見いだすことができるかもしれない⁷⁾。イスラム教徒の礼拝（サラート）のように、身体的な意味で、1次活動あるいはセルフ・ケア（セルフ・メンテナンス）といえ

5) ここで用いる「付随」の語は、統計用語として“ancillary activities”を「付随的活動」と訳す際とは異なる意味で用いている。

6) 結婚式のあとのパーティーは、別分類である。

7) 1998年～1999年にインド政府によって行なわれた試験的な時間使用調査の行動分類でも、同様であり、「個人的宗教実践および瞑想」は、「個人ケアおよび自己管理」に分類されている。UNSD（1999）を見よ。

るかどうか、疑問のある場合も、それを覆う文化の問題として了解できるかもしれない。

④ 生産境界の問題とボランティア活動

既に述べたように、時間使用調査結果を無償労働概念と結びつけようとする場合、その行動分類がSNAの二重の生産境界(狭義生産境界・広義生産境界)と整合的なものである必要がある。しかし、たとえば、1次活動のうち、身の回りの用事は、その格付けが問題となるひとつの項目である。1次活動の中でも、睡眠や食事は委任可能性がないので、第三者基準に照らして、広義生産境界外であるが、洗顔、洗髪、ひげそり、化粧など、いわゆる身の回りの用事は、ひとにやってもらうことができるので、厳密に言えば、広義生産境界内である。しかしながら、通常、それが無償労働とされることはない⁸⁾。

時間使用調査に基づく分析や無償労働の研究において、ボランティア活動を無償労働に位置づけることはごく一般的なことであった。しかし、実は、SNA生産境界の観点からは、少なくとも大部分のボランティア活動は狭義生産境界に属することに注目しなければならない。もともと、93SNAでは、第三者基準に基づいて広義生産境界が定義され、狭義生産境界と広義生産境界との違いは、もっぱら、自己勘定のサービス生産の領域だけに存在する。すなわち、93SNAでは、持ち家住宅に関する帰属サービス(帰属家賃)と家事使用人を雇って家計が生産する有償の家事サービスは、狭義生産境界に属し、その他の自己勘定生産されたサービスは、狭義生産境界外、広義生産境界内とする。

ボランティア活動は、第三者基準を満たし、かつ、ふつうに考察すれば、自己勘定生産ではないので、意外に聞こえるかもしれないが、SNA狭義生産境界に属すると解される。しかし、ここで困難が存在するのは、2011年に、ILOが示した見解(ILO(2011)の付録「国際労働機関

によるボランティア活動の取り扱いとSNA」におけるそれ)とは異なるということである。ILOが提示した労働力調査の国際基準では、労働力概念や就業概念は、SNA狭義生産境界の定義と連動するように設計されている。ILOの解釈を簡単にまとめると、「ほとんどのボランティア労働は、SNA狭義生産境界内に配置される」ということになるだろう。より具体的には、ボランティア労働のうち、家計以外の組織(法人企業や一般政府、非営利機関、中国TUSの用語では正規部門)に供給されるものはSNA狭義生産境界に含まれるが、組織を経由しないで、他の家計・個人にサービスを直接提供するような直接ボランティア(他の家計への支援)は狭義生産境界外、広義生産境界内である。

このILO解釈の合理性を理解するのは容易ではないが、有償の家事サービスの取り扱いが68SNAと93SNAとの間で変更されていることが鍵となると思われる。すなわち、68SNAでは、有償の家事サービスは、家計が他の家計に供給する非要素サービスであったが、93SNAでそれが、サービスを受け取る側の家計が有償家事スタッフを雇って自ら生産し、自ら消費する自己勘定サービスと規定された。したがって、たとえば、近隣の老人のために買い物をしてきてあげた場合、93SNA(08SNA)規定では、老人の家計に雇われる無償家事スタッフとなり、家計の自己勘定サービスの中で、帰属家賃と有償家事サービスのみを例外とし、他の自己勘定サービスをSNA狭義生産境界外とする規定に該当してしまうからである。

この解釈に疑義がないわけではないが、むしろ、注目したいのは、既述のように、無償労働の貨幣評価を行ったり、無償労働の分析を行ったりする、圧倒的に多くの場合、ボランティア労働全体が無償労働とみなされるのが通例であることである。いずれにせよ、時間使用調査で、他の家計への支援を他のボランティア活動

8) 身の回りの用事を自分ですることができなくなっ

た状態が「要介護」である。

一般と切り離して記録すべき理由が存在することになる。そのことを意識したかどうかは不明であるが、中国 TUS の行動分類では、米国行動分類と同様に、他の家計への支援を自身の家計に属する成員に対するケアの延長線上の活動（同じ大分類に属する中分類63他の家計への無償家事支援）として捉えている。なお、日本と HETUS では、両者ともにボランティア活動である。ただし、HETUS は、「ボランティア活動と会合」（大分類 4）を組織労働（41）と他の家計への非公式支援（42）と参加活動（43）に細分しているの、ILO 解釈に則して作業することにそれほど困難はないと思われる⁹⁾。

2. 中国の時間使用の特質

付表 3 から、有償労働時間と無償労働時間の合計（合計労働時間）を OECD 加盟諸国平均と OECD パートナー諸国（中国、インド、南アフリカ）で男女別に比較してみると、OECD 加盟諸国平均における男女間開差（女性の合計労働時間－男性の合計労働時間）は30分以内（ドイツは、3分、日本は、10分）であるのに対して中国の男女間開差は1時間程度、インドでは約1時間30分程度、南アフリカでは約1時間の開差がある。もっとも、OECD 加盟諸国の中にも、イタリアのように、合計労働時間の男女間開差の大きい国もある。なお、付表 3 では、男女ともに、合計労働時間が8時間を超えているのは、日本とメキシコの2国だけであることにも注意する。

9) 参加活動をどう捉えるかという別の問題があるが、紙幅がない。

10) Fraser(1994, 1997, 2000)およびフレイザー(2003)を見よ。

11) Bittman and Wajcman (2000) は、1981年～1992年までの先進10ヶ国データによって、多くの先進国では、形式的には、男女間の余暇時間の平等（別言すれば、合計労働時間の平等）がほぼ達成されているが、女性の余暇時間には、多くの場合、余暇の同時行動としてのケアが含まれていること、余暇時間が分断されていることのため、質的な意味での余暇時

次に、合計労働時間の男女差の裏側にある、余暇時間の男女差について検討する。ナンシー・フレイザーは、「ジェンダー公正」(gender equity) の7つの原則のひとつとして、「余暇時間の平等」を提示している¹⁰⁾。余暇時間を男女別に見てみると、OECD 加盟諸国では平均的に40～50分程度男性のほうが長いものに対して、中国では約30分、インドでは約1時間程度、男性が女性より長く余暇を楽しんでいる。また、中国、インド、メキシコの場合、女性の余暇時間の絶対的短さは、印象的である。余暇時間に関して目立って開差が小さかったのは日本の場合で、男女間の開差はわずか4分であった¹¹⁾。

次に、合計労働時間のうち、有償労働時間と無償労働時間の比率を見てみると、男性の無償労働時間は総じて有償労働時間に比して短い反面、女性は、無償労働時間が有償労働時間と比べて総じて長い。そのなかでも、各国差があり、スウェーデンなど、北欧諸国では女性の有償労働時間と無償労働時間がほぼ拮抗しているのに対して、イタリア、ドイツなど南欧・中欧諸国では、女性の無償労働時間が長い。こうした数字は、エスピン・アンデルセンの福祉国家類型論を想起させるが、意外に思えるかも知れないが、米国の女性の有償労働時間・無償労働時間比は、南欧・中欧のそれより北欧のそれに近い¹²⁾。

中国の場合、女性の有償労働時間は、スウェーデンの女性の有償労働時間より長く、有償労働時間・無償労働時間比も、スウェーデン以上

間の平等が達成されているとは言い難いことをデータに基づき主張している。

12) 女性の有償労働時間・無償労働時間比は、スウェーデンが1.07、ノルウェーが0.94である一方、ドイツが0.54、イタリアが0.45である(OECD 平均は0.70)。一方、米国は、0.81、韓国は、0.95、中国は、1.20であり、これらの国の女性の有償労働時間・無償労働時間比は、中・南欧諸国より北欧諸国に近いように見える。日本は、英国その他とともに、ほぼ OECD 平均の位置にある。

付表3 各国(注1)の時間使用の比較

単位：時・分

OECD26	オーストラリア	カナダ	フランス	ドイツ	イタリア	日本	韓国	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	英国	米国	メキシコ	中国	インド	南アフリカ
男女計 項目(注2)	2006	2010	2009	2001-02	2008-9	2011	2009	2005-06	2010	2009-10	2010	2005	2010	2009	2008	1999	2000
1 有償労働	3.56	4.25	2.48	3.25	4.01	5.29	4.43	4.01	3.40	2.56	4.24	3.55	4.03	4.53	5.15	4.32	3.24
2 無償労働	3.51	4.03	3.35	3.32	3.53	2.58	2.16	3.43	3.19	3.37	2.49	4.03	3.25	4.13	2.44	3.11	2.60
有償労働 + 無償労働	7.46	7.34	6.23	6.58	7.54	8.27	6.59	7.44	7.00	6.32	7.14	7.58	7.29	9.05	7.59	7.43	6.24
3 個人のケア	10.52	10.06	12.27	10.47	11.10	10.42	10.52	10.38	10.21	11.36	9.46	9.47	10.38	10.19	11.34	11.27	11.26
4 レジャー	4.60	4.41	4.53	5.39	4.39	3.54	4.51	4.56	6.17	5.20	5.07	6.00	4.52	3.40	3.48	4.14	4.51
5 その他	0.50	0.47	0.42	0.36	0.41	1.15	1.18	1.13	0.17	0.32	0.10	0.58	1.02	0.55	0.40	0.36	1.19
男性																	
1 有償労働	4.57	4.39	3.22	4.16	5.18	7.07	5.55	5.13	4.27	5.06	4.48	4.47	4.38	6.57	6.04	6.03	4.16
2 無償労働	2.19	2.52	2.23	2.44	1.44	1.02	0.45	2.13	3.04	2.34	2.34	2.21	2.41	1.53	1.31	0.52	1.32
有償労働 + 無償労働	7.16	7.31	5.44	6.59	7.02	8.09	6.40	7.26	7.31	7.40	7.22	7.08	7.19	8.50	7.35	6.54	5.47
3 個人のケア	10.37	10.49	12.18	10.36	11.11	10.37	10.51	10.19	9.48	10.25	9.33	9.34	10.27	10.19	11.36	11.43	11.22
4 レジャー	5.18	4.57	5.18	5.51	5.09	4.00	5.14	5.01	6.19	5.10	5.14	6.22	5.15	3.56	4.08	4.43	5.27
5 その他	0.49	0.43	0.40	0.34	0.39	1.14	1.15	1.15	0.17	0.44	0.10	0.56	0.59	0.55	0.41	0.40	1.24
女性																	
1 有償労働	3.02	2.26	2.17	2.33	2.44	3.19	3.29	2.48	3.17	3.31	3.51	3.05	3.30	3.05	4.26	2.47	2.39
2 無償労働	4.34	5.11	3.53	4.29	5.15	4.59	3.47	4.14	3.85	4.18	3.27	4.18	4.08	6.13	3.54	5.52	4.17
有償労働 + 無償労働	7.36	7.37	6.10	7.02	7.59	8.19	7.16	7.02	6.52	7.49	7.17	7.23	7.38	9.18	8.20	8.38	6.56
3 個人のケア	10.53	11.06	12.35	10.56	11.10	10.56	10.54	10.57	10.30	10.39	10.17	9.58	10.48	10.20	11.32	11.10	11.29
4 レジャー	4.40	4.29	4.30	5.26	4.08	4.04	4.28	4.50	6.16	4.33	4.32	5.39	4.29	3.26	3.31	3.41	4.20
5 その他	0.50	0.47	0.42	0.36	0.41	1.15	1.18	1.13	0.17	0.32	0.10	0.58	1.02	0.55	0.40	0.36	1.19

注1) 表記されている国はOECD加盟国の内主な時間使用調査国とOECDパートナー国

注2) 項目の内「その他」には学習が含まれる。

項目の内訳構成時間は以下の通り

有償労働 = 有償労働 + 有償労働・学習に伴う移動 + 求職活動

無償労働 = 日常的な家事活動 + 買い物 + 家族成員への世話 (子供、大人) + 家族成員以外の世話 + ボランティア活動 + 家事関連に伴う移動 + その他の無償労働

個人のケア = 睡眠 + 飲食 + 個人的あるいは家族の個人的ケア (受診、宗教活動) とそれに伴う移動

レジャー = スポーツ + イベント参加 + 友人との談合 + TV・ラジオ鑑賞 + その他のレジャー活動

その他 = 宗教・精神的な活動 + その他の分類できない活動 + 学校生活 + 宿題 + 他の有償労働または関連する学習

注3) 行動時間合計が24時間とはならない国があることに注意を要する

出所) <http://www.oecd.org/gender/data/balancingpaidworkandleisure.htm>, 2015年5月20日閲覧。

に高い。著者は、中国では、都市部の女性の有償労働時間が短い反面、農村部での有償労働時間が長いことを指摘している。

Neuwirth (2007) に紹介されているように、時間使用データに計量経済学的分析を実行し、時間配分の決定要因を探ろうとした研究事例は、数多い。その共通の認識は、時間配分の決定要因の分析に、通常の最小二乗法(OLS; Ordinary Least Squares) は利用できないということである。実際、時間使用データには、合計時間制約があること、ひとつの時間使用カテゴリー(たとえば、市場労働=有償労働に向けられる時間)を増やせば、他の時間使用カテゴリーに向けられる時間は、必然的に減少することから、誤差項の分散共分散行列は、明らかに、ガウス・マルコフ定理の前提を満たさない。したがって、OLS 推計結果が BLUE となることを保証する条件が欠如している。

二段階最小二乗法(2SLS) など、連立方程式推計を用いた研究事例もあるが、そのような方法をとることに伴う操作変数の選択における恣意性を排除しながら、あたかも、通常の最小二乗法を実行するかのよう、計量分析を実行することを可能にするのが SUR (見かけ上無関係な回帰) である。Neuwirth (2007) は、先に指摘した二重の制約条件(定数の合計制約と説明変数の係数の合計制約)を課した SUR を用いてオーストリアの時間使用データを分析している。董・安論文が踏襲したのは、この方法である¹³⁾。

分析結果は、著者が提示しているとおりでであるが、市場経済諸国で女性の労働市場への参加の拡大とともに、問題となる(有償労働と無償労働の)「二重の負担」「セカンド・シフト」の問題が中国で顕著に表れていることが示されて

いる。こうした、中央計画経済ではありえなかったであろう問題が(社会主義)市場経済への移行とともに中国でも深刻な問題として認識されるようになった。たとえば、論文中の表4によってみると、結婚や幼児の存在は、女性の無償労働時間を顕著に高めるが、男性はそれほどではない。

3. 貨幣評価をめぐる新しい視点

本論文で著者は、インプット方式による無償労働の貨幣評価を行なっている。インプット方式を採用していること、そのうえで、機会費用法、代替費用法の各種の方法による推計結果を提示していることはわが国と同様である。GDP 比で、(方法によって変動があるが)30%程度という推計結果は、わが国の直近の数字と近い。

いくつか、注意すべき点を述べておくことにしよう。

1) 機会費用の計算が緻密である。

わが国の機会費用法の適用では、有業、無業ともに、男女別、年齢別に、該当する賃金データを賃金センサス等から選択しているが、本研究では、無業者(非就業者)について「賃金回帰式」を用い、男女、教育水準、都市・農村の別などを考慮しながら、綿密な機会費用の推計が行なわれている¹⁴⁾。

2) 自営業者にとっての機会費用は、混合所得である。

本研究では、有業者(就業者)については、男女別・教育水準別に現実の稼得データを用いている。それは、具体的には、収入データが TUS でカテゴリー・データとして調査されているので、階級別に収入階級値を有償労働時間で除して得た値であり、自営業者については、賃金データではなく、混合所得であるということに注意する必要があるだろう。ある意味では、それ

13) なお、Kimmel and Connelly (2007) も、SUR を使用した先行事例であるが、彼らは、トービット分析を用いている。

14) ただし、無償労働を実施する個人が実際に有償労働

働を市場に供給した場合に得られる賃金はその教育水準や潜在経験年数によって予測される賃金と等しいかどうかは疑問である。

は、機会費用概念の適切な適用であるが、アウトプット法と異なり、インプット法は、労働費用のみを用いて無償労働の貨幣評価を行なう方法であるという一般的了解との齟齬がある。なお、被用者と自営業者の区別を行なわない推計方法を著者は、一律平均稼得法 (economy-wide mean earnings method) と呼んでいる。

3) 代替費用法として、いわゆるジェネラリスト法が採用されているが、都市・農村別に異なる代替賃金が考慮されている。

結びに代えて

最後に、若干の政策的論点を述べる。本ノートでも言及したナンシー・フレイザーのジェンダー公正の7原則は、現実の状況あるいは(実施されている、あるいは、提案されている)政策を評価するうえで、一定の有効性をもつように思われる。フレイザーが複数の文献で繰り返し主張しているのは、以下の7つである。

1. 反貧困原則
2. 反搾取原則
3. 所得平等の原則
4. 余暇時間平等の原則
5. 尊重の平等の原則
6. 反周縁化原則
7. 反男性中心主義原則

董・安論文では、Bittman and Wajcman (2000) と同様に、フレイザーの7原則の中で余暇時間の平等(全労働時間の平等といってもほぼ同じものである)を重視しているように見える¹⁵⁾。理想的ではありえない現実の状況をどのような政策が改善するのか、ということを判断してゆくうえでフレイザーの7原則は、有効な基礎を提供しているように思われるのである。たとえば、わが国の実情に照らしていえば、女性の無償労働を軽減するために、外国人のメー

ドを導入すべきか、所得税の配偶者控除を廃止することは望ましいか、といった問題に対して、フレイザーの用語でいえば「総稼ぎ手モデル」(英米型、市場主義型モデル)とは別の判断を下せる可能性を示唆しているように思われるのである。

著者は、本論文の最後に次のように書いていることに改めて注目したい。「市場改革は、従来、女性の再生産役割に対して政府や雇用主体がもっていた、支援や保護の体制を侵食し、その結果として中国の女性が抱える仕事と家庭の板挟みの状況をいっそう悪化させることになった。このような中国の発展政策は、女性に対して不当なものであり、長期的に見て、持続性をもつものでもない。したがって、われわれは、再生産経済をサポートし、よりジェンダー的に公正な方法で社会的に適切な家事・ケアサービスが供給されるように、いっそうの政策的配慮がなされることを望みたい」。

参考文献(追加)

- 金子治平(2014)「社会生活基本調査の匿名データによる孤食・共食状況の把握」, 経済統計学会第58回全国研究大会, 2014年9月11日~13日, 京都大学。
- 国家統計局社会と科技統計司編(2009)『中国の生活時間分配—2008年時間利用調査データ摘要』, 中国統計出版社。
- 作間逸雄(1997)「無償労働の推計について—その意義と課題—」『季刊国民経済計算』, No. 113, pp. 1-10, 1997年12月。
- フレイザー, ナンシー(2003) 仲正昌樹監訳, キブソン松井佳子他訳『中断された正義: 「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』, お茶の水書房。(原著は, *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, Routledge, 1997.)
- Fraser, Nancy (1994) "After the Family Wage: Gender Equity and the Welfare State," pp. 591-618, *Political*

15) 作間(1997)でも同様の評価原則が提示されている。また、本論文の著者が「全労働時間について、男女の平等を実現するには、男性と女性とで、労働類型間の代替が同等に可能であるべきである」と書

いているのは、余暇時間平等の原則を現実の状況に適用するうえで興味深い論点を指摘しているように思われる。

Theory, Vol. 22, No. 4.

Fraser, Nancy (2000) "After the Family Wage: Postindustrial Thought Experiment," pp. 1-32, Barbara Hobson (ed) *Gender and Citizenship in Transition*, Routledge.

United Nations Statistical Division (1999) "A Note on

Activity Classification in the Time Use Survey — Indian Experience,"

<http://unstats.un.org/unsd/class/intercop/training/escap99/escap99-15a.PDF>, 2015年4月21日閲覧。

International Labour Office (2011) *Manual on the Measurement of Volunteer Work*, Geneva.